

諮問日：令和4年9月2日（令和4年度（情）諮問第15号）

答申日：令和5年2月1日（令和4年度（情）答申第30号）

件名：高松地方裁判所における判例集等の刊行に関する取扱いが記載されている
文書及び同取扱い等に係る最高裁判所からの指示・事務連絡等の不開示判
断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「判例・裁判例集の発行に関し、登載又は報告等をする判決の選定基準（登載すべき判決と登載すべきでない判決の別やその判定方法や選定手続き等）など、その取扱いを定めた要領・通達等、及びその取扱いが記載されているマニュアル、教材の類のほか、同取扱いや運用に係る最高裁からの指示・事務連絡等（電子メール、掲示板等を含む。）。」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、高松地方裁判所長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、高松地方裁判所長が令和4年7月15日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件で原判断庁は、判例集に掲載すべき裁判の選別に関し、自ら何の目安も設けておらず、また外からも何ら指示はおろか考え方の提示等も受けていないということなのか、本件開示申出に対しては作成又は取得が一切ないとの回答であった。

しかしながら、判例集掲載の裁判が組織的に選定される前提にもかかわらず組織として何の目安も存在しないのは通常あり得ないと断言できるのであって、もし本当に全くのフリーハンドで、裁判所にとって都合の良いものだけを掲載しているのが実情ならば、それは墮落しているというべきで裁判所の腐敗が極めて深刻といえる。したがって、本件開示申出に係る文書の探索が不十分だったと考えられる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 原判断庁は、本件開示申出の内容について、「高松地方裁判所で刊行している裁判所判例集の刊行に関し、刊行に関する取扱いが記載されている文書及び刊行に関する取扱いを定めた要領・通達及びマニュアル、教材のほか、同取扱いや運用に係る最高裁からの指示・事務連絡等（電子メール、J・NETポータルを含む。）」と整理し、本件開示申出に係る文書を探索したが、該当する司法行政文書は存在しなかった。

2 この点、苦情申出人は、文書の探索が不十分であると主張する。

しかし、地方裁判所に対して裁判所判例集の刊行を義務付ける定めはなく、実際、原判断庁において、裁判所判例集を刊行していないことから、本件開示申出に係る文書を作成又は取得する必要はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ① 令和4年9月2日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年12月16日 | 審議 |
| ④ 令和5年1月20日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

1 原判断庁は、本件開示申出について、「高松地方裁判所で刊行している裁判所判例集の刊行に関し、刊行に関する取扱いが記載されている文書及び刊行に

関する取扱いを定めた要領・通達及びマニュアル、教材のほか、同取扱いや運用に係る最高裁からの指示・事務連絡等（電子メール、J・NETポータルを含む。）。」と整理したとのことである。補正書の記載に加え、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、最高裁判所事務総局は地方裁判所裁判例集を刊行していないことを踏まえれば、原判断庁が本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的である。

そして、当委員会庶務を通じて確認したところ、高松地方裁判所は裁判所裁判例集を刊行していないこと、地方裁判所に対し地方裁判所裁判例集の刊行を義務付ける定めはないことが認められた。上記確認結果を踏まえれば、原判断庁において、本件開示申出に係る文書を作成し、又は取得する必要はないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

苦情申出人は、判例集に登載すべき裁判の選別について、組織として何の目安も存在しないのは通常あり得ない旨主張するが、上記のとおり、高松地方裁判所は地方裁判所裁判例集を刊行していないのであるから、苦情申出人の主張を採用することはできない。

そのほか、高松地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、高松地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、高松地方裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委 員 長 戸 雅 子